

集会場にかかる山形県建築基準条例第42条の適用について

山形県建築基準条例（以下「条例」という。）第42条の規定が適用できる、その用途又は規模により安全上及び防火上支障がないと知事が認めた興行場等のうち、集会場については、次の各号に該当するものとする。

ただし、条例第35条の規定に基づき算定した客席部の定員の合計が2,000人を超える建築物は、条例第42条の認定を受ける場合でも、条例第36条から第38条までの規定が適用される。

1 屋外へ通ずる出入口

集会場における屋外へ通ずる出入口で客用のものは、次の各号により避難上有効に設けなければならない。

- (1) 主要な出入口の幅は、1.4m以上とすること。
- (2) 出入口の幅の合計は、これを使用する客席の床面積の合計の平方根に0.27を乗じた数値以上とすること。

2 直通階段及び廊下

- (1) 集会場における避難階段又は地上に通ずる直通階段は、避難上有効に配置し、その幅の合計は、前条第2号の規定により算出した数値以上としなければならない。
- (2) 前項の避難階段又は直通階段に通じる廊下及び出入口の幅は、当該階段の幅に0.9を乗じた数値以上としなければならない。